

国自整第169号
令和3年10月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了知願います。

記

1. 各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。
2. 会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。
3. 会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

国自整第 169 号の 2
令和 3 年 10 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

については、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。

事務連絡
令和3年9月29日各自動車製作者 御中
各輸入車販売代理店 御中国土交通省自動車局
整備課

自動車製作者等の系列販売会社における法令遵守の徹底について

本日、関東運輸局は、トヨタモビリティ東京株式会社のレクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、トヨタ自動車株式会社から、全国の系列販売会社の店舗（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における法令違反が発覚したとの報告がありました。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、系列販売会社やその店舗において発生の防止等に取り組むべきものですが、貴社においても、指定整備事業に関し、以下の留意点を参考に関連の店舗の法令遵守状況を点検する等、必要な取組を実施して頂くようお願いいたします。

【留意点】

1. 現場業務の負担について

サービス部門の処理能力を超える業務量であったり、車検の作業時間が固定され無理な作業を強いられているなど、車検を行うエンジニアが負担とを感じる業務量となっていないか。

2. 安全に対する意識と車検制度に対するコンプライアンスについて

販売会社の経営層、店舗の管理職や従業員が、「国の業務を代行している」という民間車検制度（指定自動車整備事業制度）の役割の重要性を認識しているか。

3. 経営層・管理者と現場との意思疎通について

販売会社の経営層、店舗の管理者がサービス部門の現場の実態を十分把握しているか。また、サービス部門のエンジニアが、抱えている問題や改善提案を上層部へ伝えやすい環境となっているか

4. 社内監査について

社内監査を実施しているか。また、社内監査が実質的に機能し、車検に関するコンプライアンスの確実な執行状況を把握できているか。

5. 顧客への説明について

車検時間が一律であるとの誤解を招くような広告となっていないか。また、顧客に対し、車両の状況により予定時間内に作業が完了しない場合があることなどの説明が十分に行われているか。